



こざがわちょう

第147号

令和3年10月14日

議会だより

編集発行
和歌山県
吉座川町議会
TEL 0735-72-3410
FAX 0735-72-1858



高池保育所 運動会

令和3年9月 定例会（9月7日～9月21日）

決算審議、条例	2～4ページ
過疎計画、補正予算など	5～9ページ
一般質問に5議員	10～15ページ
臨時会、編集委員会より	16ページ

令和2年度決算、令和3年度補正予算などを審議

9月定例会には、令和2年度一般会計及び、各特別会計の決算8件と、令和3年度補正予算8件、条例関係3件、報告1件、その他2件、計22件が提出され、いずれも原案のとおり可決しました。令和2年度決算・令和3年度補正予算の質疑応答や主な議案について要約して掲載しています。

一般会計歳出

34億7639万円

決算審議

監査意見書

一つの教訓に、前向きに進めたい。

なぜ3分の1しか使われていないのか。

支給要綱はできているのか。

社会福祉総務費の住環境整備事業補助金はスロープや手すりの設置補助金である。

実態は社会福祉協議会の見守り隊の方や、地域包括センターの方が、訪問した際の相談の中で設置している。

もつとPRに努めるべきではないか。

今後PRに努めたい。

障害者福祉費の新宮東牟婁手をつなぐ育成

総括

令和2年度古座川町一般会計及び、特別会計の健全化判断比率、資金不足比率及び算定の基礎となる書類は、適正に処理されていると認める。

令和2年度の決算は町長の思い通りできたのかどうか。

町民の方に、どれだけのことをやってきたのかということが、問われると思う。もっと積極的なことかと思う。必要ではなかつた

歳出

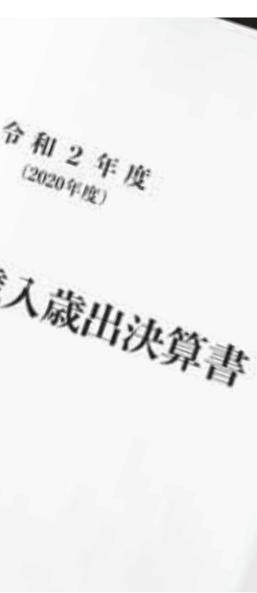
督促状を発布し、戸訪問などによって納入をうながしている。管理簿はある

過去の実績に基き計上しているが、年度によつて必要なない部分が出てくる。

財産管理費の森林災害共済保険料は、何に使うのか。

総務費

町有林の災害や台風被害に対する保険である。対象地域は、45ヶ所、169ヘクタール



令和2年度決算書

である。

民生費

諸費の区運営補助金について、住民監査請求が出された。

監査員からは支給要綱を作成し、今後の運用を適正におこなうべきであると指摘されている。

支給要綱はできている。

令和3年6月に交付する。

5つの地区の区長会へ要綱を作成した。

5つの地区の区長会への交付金を含めて、区運営交付金、区運営活動費、区長会交付金、区長会運営活動費である。

電子計算費及び情報通信費の消耗品費が共に30万円以上の不用額として残っている。

当初の計上が過大ではなかつたのか。

実態は社会福祉協議会の見守り隊の方や、地域包括センターの方が、訪問した際の相談の中で設置している。

今後PRに努めたい。

障害者福祉費の新宮東牟婁手をつなぐ育成

古座川町議会だより

会補助金はあるが、どちらが主体となって、どのような活動をおこなっているのか。

地元、月野瀬地区の皆さんとも、協議をしていきたい。

人が増えた人にも支給されている。

商工費



貸し出し用トラクター

知的障害者の保護者が主導となって、情報交換や運動会などの活動をおこなっている。

衛生費

農業振興費の負担金、補助及び交付金の不用額が、477万余円計上されている理由は何か。

山村振興対策事業費のさくらの町づくり準備委員会報酬は、どのような協議がされ、今後どのような活動を目指しているのか。

温泉としていい温泉である。進入する道路も含めて、地域づくり、町づくりの中で検討する。

環境衛生費のアメリカカンザイシロアリ防除関連業務委託料は、どのように使われたのか。

古座川町特産品生産者支援金(コロナ対策)は、当初の予定よりも申込者が少なかつたため。

前回の支援制度は、前年度に比べて売り上げが下がった人が対象であったが、今回は収入処理をした。効果は2年から3年と聞いている。

農業振興費の古座川町地域農業再生協議会などに管理してもらっているトラクターの使用料は一日400円である。田植え機、コンバインなどの使用について、もっとPRすべきではないか。

大きな工事は1月19日まで工期を延ばして、3月26日まで工期を延ばしている。

理由のつかない工事は1月20日に終わっているのに、不適切な事務処理ではない。工事は1月20日に終わっているのに、不適切な事務処理ではない。

討論

力カンザイシロアリ防除関連業務委託料は、どのように使われたのか。

古座川町特産品生産者支援金(コロナ対策)は、当初の予定よりも申込者が少なかつたため。

前回の支援制度は、前年度に比べて売り上げが下がった人が対象であったが、今回は収入処理をした。効果は2年から3年と聞いている。

農業振興費の古座川町地域農業再生協議会などに管理してもらっているトラクターの使用料は一日400円である。田植え機、コンバインなどの使用について、もっとPRすべきではないか。

なぜ11月6日の議会で説明しなかったのか。

担当者として書類を確認する中で、時間を要する見込みであることが分かったので、工期を延長した。

採決

賛成多数で可決。

反対者

大屋一成、谷孝士

賛成者

佃奈津代、瀧口定延
洞佳和、淡佐口幸男

中田善和、樺原貴子
(谷久司議長は採決に加わらない)

地区全体の防除処理をしなければ、効果はない。そのため立っているのか。

人への負担金も含めて、個別注入でいくのか、薬

定であつたが、業者の都合で、日本シロアリ防除関連業務委託料は、薬剤注入処理をした。効果は2年から3年と聞いている。

農業振興費の古座川町地域農業再生協議会などに管理してもらっているトラクターの使用料は一日400円である。田植え機、コンバインなどの使用について、もっとPRすべきではないか。

大きな工事は1月19日まで工期を延ばして、3月26日まで工期を延ばしている。

なぜ11月6日の議会で説明しなかったのか。

担当者として書類を確認する中で、時間を要する見込みであることが分かったので、工期を延長した。

会補助金はあるが、どなたが主導となって、情報交換や運動会などの活動をおこなっている。

農業振興費の負担金、補助及び交付金の不用額が、477万余円計上されている理由は何か。

山村振興対策事業費のさくらの町づくり準備委員会報酬は、どのような協議がされ、今後どのような活動を目指しているのか。

温泉としていい温泉である。進入する道路も含めて、地域づくり、町づくりの中で検討する。

環境衛生費のアメリカカンザイシロアリ防除関連業務委託料は、どのように使われたのか。

古座川町特産品生産者支援金(コロナ対策)は、当初の予定よりも申込者が少なかつたため。

前回の支援制度は、前年度に比べて売り上げが下がった人が対象であったが、今回は収入処理をした。効果は2年から3年と聞いている。

農業振興費の古座川町地域農業再生協議会などに管理してもらっているトラクターの使用料は一日400円である。田植え機、コンバインなどの使用について、もっとPRすべきではないか。

大きな工事は1月19日まで工期を延ばして、3月26日まで工期を延ばしている。

理由のつかない工事は1月20日に終わっているのに、不適切な事務処理ではない。

令和2年度 一般会計決算							
歳入39億5,852万円		歳出34億7,639万円		4億8,212万円の黒字			
経常収支比率			81.7% (昨年度は86.6%)				
地方債現在高(借金)			27億812万円 (昨年度より1億4,717万円の減)				
基金合計(貯金)			32億7,991万円 (昨年度より7,376万円の増)				
歳入・歳出の主なもの			(単位:万円)				
歳 入	金 額	対前年度比	歳 出	金 額	対前年度比		
町税	2億744	584	人件費	6億361	1億336		
地方譲与税	9,396	3,073	物件費	6億1,902	2,067		
地方消費税交付金	5,525	1,072	維持補修費	1億3,672	△ 2,213		
地方交付税	18億4,294	6,610	扶助費	1億5,619	△ 419		
国庫支出金	8億291	3億7,021	補助費等	7億9,552	3億5,655		
県支出金	1億8,467	△ 4,171	公債費	3億4,904	△ 826		
繰入金	4,231	△ 1億2,784	積立金	1億354	7,156		
繰越金	4億5,747	4,884	繰出金	3億1,235	2,789		
諸収入	3,656	294	普通建設事業費	2億1,967	△ 2億3,181		
町債	1億9,033	△ 5,188	災害復旧費	1億8,069	△ 3,426		

賛成 国策であり、町がどうのこうの言うべきことではない。個人情報を守る点からも条例改正には賛成している。

反対 マイナンバー制度は個人情報を一元的に管理することを目的としている。

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用する条例を改正する。

古座川町個人情報保護条例の一部を改
正する条例

条例の改正

反対 マイナンバー制度は個人情報を一元的に管理することを目的としている。

賛成 個人情報を守る点からも条例改正には賛成できない。

反対 マイナンバー制度に関する法律の改正に伴うものである。マイナンバー制度は個人情報を一元的に管理することを目的としている。

討論 古座川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例



古座川町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別処置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の制定

賛成 佃奈津代、瀧口定延、淡佐口幸男、谷孝士、中田善和、大屋一成、樺原貴子（谷久司議長は採決に加わらない）

反対者 洞佳和

採決

いずれの条例も、賛成多数で可決。
トがある。マイナンバーカードの活用には賛成。
この変更に何ら問題はない。

古座川町過疎地域持続的発展計画

質疑応答の 主なもの

問 識不足であった。

問

平成28年の自立促進

計画とほとんど変わつ
ていない。あまり達成
できていないというこ
とがある。

今までやつてきた事
業の継続部分を含めて、
過疎債を充当するもの
もある。

耕作放棄地の解消と
して、シキミ・センリヨ
ウなどが、有効な施策
として機能していると
のことだが、検証はし
ているのか。

シキミについては、
色々と取り組んでいた
だいでいる認識はある。
センリヨウについて
は、病気に弱く手間が
かかるなどで減少して
いることについて、知



問 識不足であった。

問

新規就農者への円滑

な農地取得の配慮とし
て、農地管理機構を通
じての休耕田の利用、
農機具の購入補助など
を進めていきたい。

シキミに関して、一
部の生産者は、新たに
九州方面への開拓を取り
組んでいると聞いて
いる。

今後もそういうブラン
ド化に向けた取り組
みをやつていきたい。

住民一人ひとりが、
今まで以上にきめ細か
なサービスを享受でき
る社会の実現を目指
してとあるが、現実的
にはどう考えているの
か。

デジタル関連法案が
施行され、住民の方の
利便性向上や、マイナ
ンバーなどを使った行
政事務の効率化をして
いきたい。

消防施設の充実が課
題となつているとある
が、収納箱の消防ホー
スが朽ちてしまつてい
て使い物にならないと
いうこともあつたが、
どう考えるのか。



太陽光パネル設置につ
いて、住民の不安が高
まつてゐるがどう考
えているのか。

問 設備の設置を推進して
いるわけではない。

あくまで所有者の方
と、利用者の方の合意
によつて、設置されて
いるものと考へてゐる。

反対者

佃奈津代、大屋一成
谷孝士、樺原貴子
瀧口定延、中田善和
淡佐口幸男、洞佳和

採 決

4対4の可否同数と
なり、議長採決により
「可」とすることに決
定した。



太陽光発電（三尾川）

古座川町過疎地域持続的発展計画

計画期間（令和3年4月1日～令和7年3月31日）

① 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

短期滞在住宅整備事業、移住・交流推進事業、大学等連携交流助成事業

② 産業の振興

小規模土地改良事業（農道・用排水路）、山村振興対策事業（町単独）、観光施設等整備事業、農業者育成支援事業、鳥獣害対策支援事業（鳥獣追い払い隊支援等）、ハイキングルート維持管理事業、観光施設運営委託事業、ジビ工推進事業、淡水魚資源対策事業（放流助成）、古座川町木造住宅等推進事業、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業

③ 地域における情報化

防災総合無線デジタル化事業、移動系無線機更新事業、行政情報システム事業（住基・財政会計・税等）、地域情報システム事業

④ 交通施設の整備、交通手段の確保

町道改良事業、町道維持補修舗装事業、橋梁維持修繕事業（長寿命化対策等）、トンネル点検事業、農道維持補修事業、林道改良事業、林道維持補修舗装事業、ふるさとバス施設整備事業、ふるさとバス運行事業

⑤ 生活環境の整備

簡易水道整備事業（老朽化した施設の更新）、簡易水道維持管理事業（簡易水道事業7施設の維持管理）、合併処理浄化槽設置助成事業（18基／年）、ごみ収集処理委託事業（約800t／年）、可燃ごみ処理施設建設運営分担金、し尿処理施設建設運営分担金、防火水槽設置事業、消防救急デジタル無線委託事業、消防団指令車整備事業、消防防災設備備品購入事業負担金（高規格救急車、軽積載車）、公営住宅改修事業、自主防災活動支援事業、常備消防業務委託事業、避難施設等整備事業、住宅地等整備事業

⑥ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者生活福祉センター運営委託事業、介護予防・地域支え合い事業、外出支援サービス事業、患者等送迎事業、高齢者見守り支援事業、家族介護慰労手当支給事業、子育て支援事業、学童保育所運営委託事業、家族介護用品給付事業

⑦ 医療の確保

診療所特別会計繰出金、疾病予防対策事業（予防接種等）、保健事業（健康診断等）

⑧ 教育の振興

スクールバス整備事業、池野山集会所等整備事業、児童交流事業、スクールバス運行事業、教育支援事業、学校給食運営事業、外国青年招致事業、公民館事業、保・小・中一貫教育推進事業、英語教育推進事業

⑨ 集落の整備

集落支援事業

⑩ 地域文化の振興等

文化財保護・保全事業

⑪ 再生可能エネルギーの利用の推進

町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

⑫ その他地域の持続的発展に関し必要な事項

地籍調査事業

一般会計補正予算（第3号）

地方創生臨時給付金関連事業など

1億9638万4000円を追加

歳入

問

今回、臨時財政対策債を約6500万円に減額しているが、町の標準財政規模だと約5000万円が限度額ではないか。

答

限度額や算出方法について、勉強不足もあり、後日確認する。金額については、国からの決定額である。

民生費

歳出

高池にある複合センター



複合センター（高池）



ターを、高齢者の集いの場として活用していきたいとのことだが、その内容は。

答

今、社会福祉協議会でしている巡回型カフレの常時版を考えている。

月曜日から金曜日ま

で職員が常駐し、基本的には町内の方全員

気軽に寄つてもらえる形にしたいと考えている。

75才以上の高齢者な

どに、生活支援金を給付する理由は。

答

高齢者の定義は、65才以上であるが、現役で働いている人も多く、特に75才以上の方が、新型コロナウイルスの影響で外に出られなかつたり、活動が制限されていると判断した。

基本的に予約制で送迎するようにした

い。

当日、体調が悪くなつた方についても、連絡いただけたら、できる限りの対応をしたいと考えている。

答

送迎については、他の地区は対象にならないのか。

三尾川、七川を重点的に場所を決めて経口ワクチンの散布をおこなつた。

答

今後についても、県の協力を得て試験的に捕獲し、ワクチン抗体について検証していく予定である。

休校時に自宅で学習するためのもので、1人1台、小学1年生から中学3年生まで、175名全員対象である。

答

三尾川へき地保育所のエアコンが購入後19年経過しており、買い替えるもの。

検体を検査機関へ送り、結果ができるまでの間、保管するために購入するもの。

野生の猪に、ワクチン投与の取り組みをしていることだが。

ギガスクール保守委託料が計上されているが、目的は。

教育費

古座中学校のエアコンが購入後18年経過しており、買い替えるもの。

一般会計補正予算（第2号）

古座中学校のエアコンが購入後18年経過しており、買い替えるもの。

一般会計補正予算（第4号）

ぼたん荘いろり館付近に13カ所のRVパーク電源を設置するとあるが。

答

旧ゲートボール場に10台、駐車場に3台設置する予定である。

鍵付きコンセントで、形態はボックス型の

定し、利用できるよう検討している。



2年前に閉められ、住民の方がたからの話もあつた。

問

高池にあつた病院が、2年前に閉められ、住民の方がたからの話もあつた。

豚熱対策用冷蔵庫の購入目的は。

答

捕獲した猪を処理し、



一般会計補正予算（第2号）歳出の主なもの		
民生費		
児童福祉施設費	エアコン（三尾川へき地保育所）	25万円
一般会計補正予算（第3号）歳出の主なもの		
総務費		
財産管理費	町有地舗装補修工事（高池複合センター周辺）	330万円
出張所費	一般管理備品（サーマルカメラ3台 各出張所分）	165万円
情報推進費	地域情報システム改修委託料	314万円
民生費		
社会福祉総務費	後期高齢者等生活支援給付金	2,035万円
衛生費		
診療所費	公用車（明神診療所 患者送迎用）	398万円
農林水産業費		
山村振興対策事業費	修繕料（定住促進住宅の雨漏れ）	120万円
	豚熱対策用冷蔵庫（ジビ工施設内）	80万円
林業振興費	経営管理権集積計画作成業務委託料	74万円
商工費		
商工振興費	地域経済活性化商品券事業補助金	2,600万円
観光費	RVパーク電源設置業務委託料（ぼたん荘 いろり館周辺）	200万円
教育費		
事務局費	大学生等生活支援給付金（50名）	350万円
	子育て世帯応援給付金（235名）	500万円
一般会計補正予算（第4号）歳出の主なもの		
教育費		
学校管理費	エアコン（古座中学校）	95万円

池野山集会所新築工事請負契約		
町道平井三河線道路災害工事変更契約		
答 合、足りるのか。 避難所として使う場 で10台の駐車スペース で足りるのか。	問 当していない。 災害危険区域には該 していらない。	答 土砂災害防止法でい う危険地域には入つ てないのか。
答 は明記されていない。	問 現在使用している集 会所はどうするのか。	答 平成12年の基準が設 けられているが、数値 は明記されていない。
答 現在使用している集 会所はどうするのか。	問 池野山区と協議する。	答 耐震のことは考えら れていると思うが、ど のくらいまでもつのか。
答 現在使用している集 会所はどうするのか。	問 土のうを置いて盛土 をしているが、下部が 石積みであつたので地 盤沈下している。	答 受注板一部材質の変 更と仮設盛土の数量変 更及び大型土のうの数 量の変更をおこなうも の。307万円の増額で工 期の変更はなし。
答 方法もある。雨で流さ れたら二度手間になり、 工期も伸びてお金も必 要になるが。	問 永久構造物ではない ので調査はしていない。 経済的な工法で計画し ている。	問 徒步による一次避難 が基本となっている。 駐車場が足りるかど うかはわからない。

答 袋詰め玉石は洗堀防
止のため置いている。
止のため置いている。
事である。
今回は補助の災害工
事である。
今後類似の工事があ
れば最適な方法を考え
ていく。

問 桥の塗替えをおこな
うもの。契約金額55
81万円。工期は令和
4年2月28日。
答 中央公共工事制度運
用連絡協議会の算出モ
デルを使用している。
ランダム係数0.9
8.5から1.015の間
に置いている。
答 天候など場合によ
り、考慮にいれている
が、考
か。

相瀬線（一枚岩橋） 橋梁補修工事請負 契約



相瀬線（一枚岩橋）

ては繰越の可能性もあ
る。

答 辞退の理由は、
塵芥車両の取り扱い
をしていないということ
である。

塵芥収集車の買替 財産の取得

答 嘴名するなら、取り
扱い業者にすべきでは
ないか。

問 予定価格と落札価格
は。

答 予定価格は1236
万円で、落札価格は税
抜き850万円である。

問 14社指名しているが、
11社が辞退している。

答 取り扱い車両が明記さ
れてないためである。
下取りに出すことは
考えていないのか。

答 来年度において考
える。

コロナ禍による 厳しい財政状況に 対処し地方税財源の 充実を求める意見書



よつて国においては、
令和4年度地方財政対
策及び地方税制改正に
向け、下記事項を確
く要望する。

一、令和4年度以降
に実現されるよう、強
く要望する。

議会提案の意見書を
決議して、国の関係機
関に先のとおり送付し
ました。

財政計画の水準を下回
らないよう実質的に同
水準を確保するとされ
ているが、急速な高齢
化に伴い社会保障関係
経費が増大している現
状を踏まえ、他の地方
歳出に不合理なしわ寄せ
がなされないよう、
十分な総額を確保する
こと。

四、令和3年度税制
改正により講じられた
自動車税・軽自動車税
の環境性能割の臨時的
軽減の延長について、
更なる延長は断じてお
こなわないこと。

五、炭素に係る税を
創設又は拡充する場合
には、その一部を地方
税又は地方譲与税とし
て地方に税源配分する
こと。

二、固定資産税は、
市町村の極めて重要な
基幹税であり、制度の
根幹を揺るがす見直し
は断じて行わないこと。

三、生産性革命の実
現や新型コロナウイル
ス感染症緊急経済対策
として講じられた固定
資産税等に係る特例措
置は、本来国庫補助金
等により対応すべきも

は、新型コロナウイル
ス感染症対策はもとよ
り、地方創生、雇用対
策、デジタル化や脱炭
素社会の実現とともに、
財政需要の増嵩が見
込まれる社会保障への
対応に迫られており、
このためには地方税
財源の充実が不可欠で
ある。



衆議院議長、参議院
議長、内閣総理大臣
他関係大臣

提出先
以上全員一致で可決
と決

また、生産性革命の実
現や新型コロナウイル
ス感染症緊急経済対策
として講じられた固定
資産税等に係る特例措
置は、本来国庫補助金
等により対応すべきも

のであり、今回限りの
措置として、期限の到
来をもって確實に終了
すること。

三、令和3年度税制
改正により講じられた
土地に係る固定資産税
の課税標準額を令和2
年度と同額とする負担
調整措置については、
令和3年度限りとする
こと。

一般質問

みんなの願いを町政に

5議員の質問事項は、次のとおりです



洞 佳和（11ページ）

- ・新型コロナウイルス対策について
- ・ジェンダー平等と町政
- ・ぼたん荘を健康福祉施設に

淡佐口 幸男（12ページ）

- ・古座川町太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例の運用への取組み姿勢について問う
- ・町内消火栓ホース収納箱内のホースの経年劣化管理の強化を求める

樫原 貴子（13ページ）

- ・古座川町はデジタル化に遅れをとっていないか
- ・地域農業の将来ビジョンを問う
- ・太陽光発電設備について

大屋 一成（14ページ）

- ・町長の政治姿勢を問う

谷 孝士（15ページ）

- ・町長の二期目公約を副町長や教育長の他の職員が厳守しているか

一般質問とは

一般質問は、議員が町の行政全般にわたり、事務の執行状況や将来に対する方針等について説明を求め所信をただす、議員固有の権能として許されているものであります。

質問したい議員は、自分の日常活動や考え方に基づき、町の抱える課題についてあらかじめ質問内容を通告しておきます。

質問形式は古座川町議会では、質問回数が3回までと制限されている代わりに時間制限の無い方式と、一問一答で質問回数に制限はないけれども時間が70分と制限されている2つの方式があり、そのどちらかを議員が選ぶことができます。

議案に対する質疑は議題外にわたったり、自分の意見を言つことはできませんが、一般質問は提案したり自分の意見を言つことができます。

なお、議会だよりの原稿は、一人約1260字以内にまとめるとなつているため、全ての質問内容が掲載されているとは限りません。



学校での万全なコロナ対策を

洞 佳和

また、園児や児童の家族に発熱があつた場合、登園や登校を控えてもらうようにしている。

質問

新型コロナウイルスは、1日の感染者が少し減ったが、重傷者や病院のひつ迫は厳しい状況が、続いている。

10代以下の感染者が

7月半ばからの4週間で6倍に増えたと、共産党が発表した。

新学期が始まつて、学校や保育所でどのような感染症対策をおこなっているのか。

教育長

園児、児童は毎日自宅で検温をしてもらい報告を受けている。

教室では三密を避け、換気をよくし、消毒をおこない感染症対策に努めている。

男女平等の古座川町を

質問

学校平等の古座川町を

県内の高齢者施設でPCR検査をしたら2名の方が陽性と判定された。

自覚症状のない方で、検査をしなければクラスターにつながつた可能性があると知事が答弁。

学校や老人福祉施設でPCR検査をしてはどうか。

町独自のPCR検査

はおこなつていながら、感染状況や国の動向を見ながら検討する。

質問

男女平等の古座川町を

学校や保育所でどのような感染症対策をおこなっているのか。

古座川町のホームページでは、「男女が互いに

学校や古座川町が管理しているトイレに、生理用品を置いてはどうか。

質問

男女平等の古座川町を

学校などに生理用品を置こうという運動は、女性に対する支援にと

に人権を尊重し、個性と能力を發揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会をめざす」と書かれている。

質問

会計年度任用職員

(非正規)は31名中29名が女性である。また

女性の管理職(課長、副課長)は、17名中4名だけである。非正規職員は女性が多く、管理職は女性が少ないのが現状である。男女平等に向けての取り組みはどうか。

学校では、保健室に生理用品を置いて、養護の先生が対応をしている。

公衆トイレへの生理用品の配置は考えていません。

学校や古座川町が管理しているトイレに、生理用品を置いてはどうか。

どまらず、公に語ることがタブー視されてしまった女性の性にかかる健康福祉の問題として、大きな反響を呼んでいます。

学校や古座川町が管理しているトイレに、生理用品を置いてはどうか。

方がなくなるのではないか。学校ですか、個人ですかが検討したい。

学校ですか、個人ですかが検討したい。

が元気に活動できる環境を作ることによって、医療費の削減にもつながるのではないか。

ぼたん荘を健康福祉施設として位置付け、町民の利用促進をはかりはどうか。

ぼたん荘を憩いの場に

ぼたん荘では送迎付きの、無料入浴や、お買い物プラン、お食事プランなど懸命な努力をおこなっている。

高齢化率の高い古座川町で、町民の皆さん

ぼたん荘を、福祉施設として活用を図るなど、町民の憩いの場としての位置付けをより一層強化する。

(この文章は本人がまとめたものです)

が元気に活動できる環境を作ることによって、医療費の削減にもつながるのではないか。

ぼたん荘を健康福祉施設として位置付け、町民の利用促進をはかりはどうか。

が元気に活動できる環境を作ることによって、医療費の削減にもつながるのではないか。



月野瀬温泉 ぼたん荘

太陽光発電設備設置に関する 町条例運用への取組み姿勢を問う

淡佐口 幸男



古座川町内においても太陽光発電設備の設置が多くなってきているのが現状である。地球温暖化の大きな要因となっている温室効果ガスの排出削減を考えると全てに反対する訳ではない。

設置工事を阻止することは基本的に難しいが、町政として、近隣住民、古座川町民の生活環境を守る、或いは自然環境の維持を図るなどの責務があると思われる。

条例第1条（目的）

太陽光発電の設置によれば、『この条例は、

対応をするよう強く要望する。



ホース収納箱

町内消火栓用ホースの経年劣化管理の強化を求める

い。条例第8条の事業者からの、届け出の内容確認をするに当たり

条例第6条には、事業者が事前に町長に申し出た事業計画につい

て協議しなければなら

ないと規定されている。

当然承認は国がおこ

なうわけですが、提出

された事業計画に対し、

誰が何を協議し何を確

認した上で設置を認め

ているのか。

ホースの経年劣化管理の強化を提案してから3年もの年月が経過したが計画的な取り替え基準は策定されたか。

事が発生してからでは遅い。

3年前に指摘を受け、毎年30本を購入し、順次入れ替えをおこなつ

消化整備として置く限り劣化したものは取替え、使用可能なホー

スを保管すべきである。（この文章は本人がまとめたものです）

ている。購入年月や設置場所、状況写真等、台帳整備をしているが、過去に整備したものは経過年数など把握が出来ていないのが現状。

本年度は消防団幹部

会において状況報告。

まず事務局において既に設置のホースについ

て、台帳整備をおこなうこととを確認している。

うことを確認している。



太陽光発電設置予定地（高池）



デジタル庁設置に対する 町の取り組みは

樺原 貴子

リモートでの相談体制については、今後情報収集に努めたい。

質問

まず、喫緊に進めるべきは、ペーパーレス化である。コピー用紙の使用が激減し、業務の効率が確実に上がる。

質問

端末などで確認可能なものは変えていくよう努める。

議会資料についても、相談し、検討する。

質問

ホームページについてもデジタル化の遅れを感じる。パンフレットを見ているようで、オンライン申請できるシステムが見当たらぬが。

質問

乾燥、貯蔵、精米、販売が困難になっている。

質問

これを解消するため

質問

にカントリー工レバー

質問

タ（生産者の共同利

質問

用施設・大型倉庫）を

質問

設置できないか。

質問

耕地を復活させようと

質問

耕作放棄地などの土

質問

地有効利用の考え方から、

質問

盛んに設置されている

質問

ものと考えるが、景観

質問

の損傷や住民間のトラ

質問

ブルも見受けられる。

質問

過疎地域持続的発展

質問

計画で進めている再生

質問

可能エネルギーの推進

質問

とは全くかけ離れてい

質問

る。

質問

再生可能エネルギー

質問

は、地熱発電やバイオ

質問

マス発電などにシフト

質問

してきている。太陽光

質問

発電はもはや時代遅れ。

質問

古座川町が太陽光パ

質問

ネルの墓場とならない

質問

よう十分に注意し、検

質問

討すべきである。

質問

（この文章は本人がまとめたものです）



新型コロナウイルスの感染拡大の長期化で、新しい生活様式の浸透が進む中、住民の方が、証明書発行や生活相談のため、役場へ足を運んでおられる。

リモートでの相談、ペーパーレスといった新しい対応に移行していくべきではないか。

総務課長

紙での資料というの

は役場内に沢山ある。

総務課長

国とのデジタル関連法

案に伴つて、町として

考えていいたい。

地域振興課長

地産地消の取り組み

の中では「みんなの店」

や学校給食に地域の野

菜や米を消費していた

だいている。

町長

土地所有者と事業者

の合意によるものと承

知している。

議員

住民の不安にこたえ

るために、十分な説

明責任を果たすことが重要と考えている。

国ではマイナンバーの活用など行政事務の効率化を推進している。町においても、WEB会議やリモート研修などが多くなる中で、交付金を活用し、必要な資機材の整備に努めているところである。

地産地消を取り入れた地域農業の将来ビジョンは

高齢化による農業のリタイアで、耕作放棄地が益々増えていく。稲を収穫した後の、

今回の貯蔵施設になると補助金や財源を使つたりできるかという点。維持管理に係る経費、人員なども検討しないかなければならない。

町長

土地所有者と事業者

の合意によるものと承

知している。

議員

古座川町議会だより

べると沢山でてくる。投資家が20年所有しているという時代ではなく、転売して次の投資家に移るシステムになっている。アメリカ人の所有になつている土地もある。

太陽光発電施設設置は再生可能エネルギーの推進とか離れている。申請されている件数は。



休耕田を復活希望の若者



町長の政治姿勢を問う

大屋一成



事務処理の遅れはありえない

8月10日の産業建設常任委員会において、すでに道路工事の不適切な事務処理がおこなわれていることが判明した。

前回の不祥事から再発防止に取り組む姿勢が見られない。説明を求める。

町長
再発防止については、月末工事担当者から、月末に工事の進捗状況の報告を受け、また未竣工とならないよう事務を

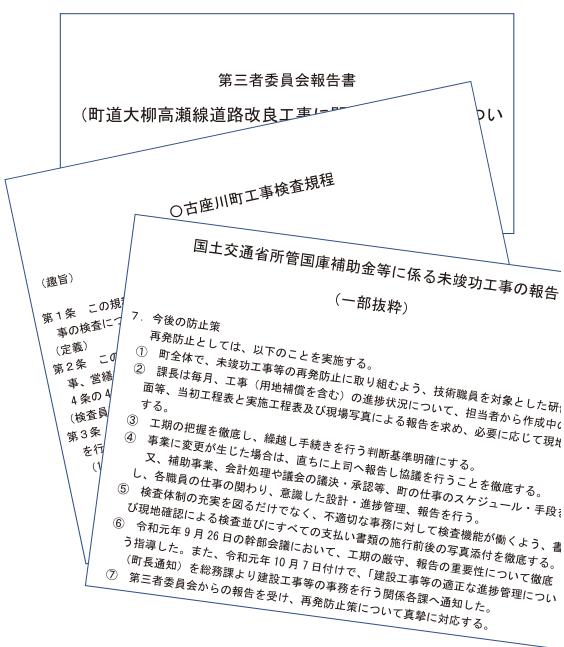
質問
町長の回答は、全然答えになつていない。再発防止について、どんな対応しているのか聞いていない。
現場確認や事務処理が遅れたから、工期を延ばすなんて、これは工期に入らない。

質問
町には、古座川町工事検査規程があり、一部、和歌山県工事検査規程を応用していて、それによると工事完成後、14日以内に検査となつていて、

質問
令和2年度は、2名の検査員がいるが、3月31日の工事検査は課長がおこなっている。
2人の検査員が、この工事について、検査できないと断つたと聞いているが。

町長
職員が検査員として、これまで、議会や委員会で、議会で説明をするべきと言つてきたが、

費用弁償の不整合は説明すべきである



が検査したことは、悪いことではない。
誰がしなければならないと決まっているわけでもないのに、職員が事情でできなかつた、課長が代わりにして問題はないと理解している。

整合についての指摘があり、どこに問題があり、どのような再発防止対策をしたのか。

このことについては、本人との徹底した確認を実施していきたい。

それぞれの課による支払いのため、全体的な情報共有ができるとなつた。「職員が悪いのか」というようなことも聞いている。

町長
それぞれの課による支払いのため、全体的な情報共有ができるとなつた。本人に状況を説明し返納してもらつていて、今後、このようなことが一切ないよう再発防止に努めていきたい。

総務課長
各課ごとの情報共有について、課長が検査するのではなく、課長が代わりにして問題はないと理解している。

議員
この文章は本人がまとめたものです）

7月臨時会

(7月9日～26日)

審査請求に係る
特別委員会を設置

職員の賠償責任に関する審査請求。

平成30年度発生の大

棄却

審査請求人は検査員

不適切な事務処理によ

り115万円余りの加

算金の返還が生じた。

審査請求人は、損害

賠償の額が副町長及び

課長より大きいのは不

当であり、副町長、課

長、検査員の賠償金額

を責任に応じた額に変

更するように町長に対

し請求した。

審査については議長

を除く8人の委員で構

成する「特別委員会」

を設置し、審査結果は

次のとおり。

なお、この諮問に対

する答申は、却下(法

定要件を欠いている場

合)、棄却(無効の言

い渡しをする場合)、

認容(処分取り消し、

または事実行為撤廃と

採決

特別委員会では、3
対4で「認容」に決定。

反対 認容

討論

7月26日、特別委員会の結果「認容」としておこない、改めて本会議において審議をおこなつた。このたびの賠償金額は責任に応じた額に順位になつていると判断し、本件審査請求は棄却されるべきである。

要請第2号

7月26日に総務委員会に付託された、人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請することについて、令和3年9月10日に審議をおこない不採択となつた。

反対 認容



編集委員会より

朝夕が涼しくなり虫の声も聞こえだし、秋の気配を感じるようになりました。

9月議会では決算の認定をおこないました。議員の活動としましては、10月1日に県内町村議員研修が串本町でおこなわれました。

議題は「持続可能な開発目標SDGsを活かしたまちづくり」でした。17のゴールがあり、誰一人取り残さないことを誓い、世界中でさまざまな分野のネットワーク組織が動き出しているとのことで、その中でも古座川町は遅れをとっています。

私たち議員も新しいことへの挑戦として、SDGsを勉強していくべきと感じました。

議会での議論が町民のみなさんにわかりやすく届くよう、丁寧な紙面づくりに注力していきます。

(樺原 貴子)

なる場合)のいずれかで答申する。

討論

本会議では

なる場合)のいずれかで答申する。

7月26日、特別委員会の結果「認容」としておこない、改めて本会議において審議をおこなつた。

4対4の可否同数となり、議長採決により「棄却」と答申することに決定した。

4対4の可否同数となり、議長採決と

の動議があり、討論は

採決

7月26日、特別委員会の結果「認容」としておこない、改めて本会議において審議をおこなつた。

4対4の可否同数となり、議長採決により「棄却」と答申することに決定した。

4対4の可否同数となり、議長採決と

の動議があり、討論は

上司の指示に従わなければならぬという項目はあくまで通常業務であり、検査業務においては検査規程を優先して適用すべきである。

賠償金を減額する根拠には当たらない。

7月26日、特別委員会の結果「認容」としておこない、改めて本会議において審議をおこなつた。

7月26日、特別委員会の結果「認容」としておこない、改めて本会議において審議をおこなつた。

7月26日、特別委員会の結果「認容」としておこない、改めて本会議において審議をおこなつた。

7月26日、特別委員会の結果「認容」としておこない、改めて本会議において審議をおこなつた。

7月26日、特別委員会の結果「認容」としておこない、改めて本会議において審議をおこなつた。

7月26日、特別委員会の結果「認容」としておこない、改めて本会議において審議をおこなつた。

7月26日、特別委員会の結果「認容」としておこない、改めて本会議において審議をおこなつた。

7月26日、特別委員会の結果「認容」としておこない、改めて本会議において審議をおこなつた。

7月26日、特別委員会の結果「認容」としておこない、改めて本会議において審議をおこなつた。